

令和 7 年 6 月 19 日 提出

令和 7 年 6 月市議会定例会

議 案

報告第 4 号～報告第 14 号
議案第 42 号～議案第 49 号

島 田 市

目次		
報告番号	件名	ページ
報告第4号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	5
報告第5号	一般会計予算の繰越しについて（事故繰越し）	11
報告第6号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	15
報告第7号	公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費及び事故繰越し）	19
報告第8号	専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例）	22
報告第9号	専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	24
報告第10号	専決処分した事件の承認について（訴訟に係る和解及び和解金の額）	25
報告第11号	専決処分の報告について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	27
報告第12号	専決処分の報告について（島田市学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例）	29
報告第13号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	30
報告第14号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	31

議案番号	件名	ページ
議案第42号	令和7年度島田市一般会計補正予算（第1号）	33
議案第43号	島田市税条例の一部を改正する条例について	37
議案第44号	島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例について	41
議案第45号	島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例を廃止する条例について	43
議案第46号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	44
議案第47号	財産の取得について（小中学校児童生徒用端末）	45
議案第48号	市道路線の認定について	46
議案第49号	市道路線の廃止について	47

予 算 に 関 す る 説 明 書		
議案番号	件 名	ページ
議案第42号	令和7年度島田市一般会計補正予算（第1号）	49

報 告

報告第4号

一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和7年6月19日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和6年度島田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業（非課税世帯支援分）	5,757,000	4,527,043
	2 児童福祉費	こども発達支援センター管理運営経費	7,616,000	7,615,300
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て支援事業	935,000	935,000
6 農林業費	1 農業費	農産物等輸出拡大施設整備事業費補助金	832,000,000	832,000,000
		農村地域防災減災事業	12,100,000	12,100,000
		農業用排水施設整備事業	4,000,000	3,630,000
		牧之原用水基幹水利施設管理経費	1,241,000	1,241,000
		地籍調査事業	10,593,000	10,450,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路施設管理経費	10,241,000	10,241,000
		色尾大柳線改良事業（通常分）	24,173,000	24,173,000
		谷口中河線改良事業（通常分）	20,700,000	20,700,000
		細島南部1号・6号線改良事業（通常分）	3,500,000	500,000
		中央公園道線改良事業（通常分）	21,040,000	21,010,000
		谷口道線改良事業（防災・安全重点分）	13,633,000	8,297,555
		島竹下線改良事業（防災・安全重点分）	17,101,000	16,726,000
		道路照明灯修繕事業（防災・安全分）	10,000,000	6,090,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			4,527,043			
						7,615,300
			935,000			
			832,000,000			
			12,100,000			
			2,000,000			1,630,000
1,241,000						
			7,837,500			2,612,500
						10,241,000
			9,564,000	8,600,000		6,009,000
			8,255,000	7,400,000		5,045,000
						500,000
			9,500,000	8,500,000		3,010,000
			4,563,000	3,300,000		434,555
			7,433,000	5,400,000		3,893,000
			2,295,000	2,000,000		1,795,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		大井町静居寺橋線改良事業（防災・安全分）	31,100,000	25,028,000
		生活道路改良事業	22,030,000	10,280,000
		吉田大東線道路整備関連事業	320,000	120,000
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	57,768,000	57,768,000
	3 河川費	河川改修事業	6,200,000	6,200,000
		河川改修事業（緊急自然災害防止対策事業）	111,650,000	110,150,000
		緊急浚渫推進事業	3,720,000	3,720,000
	4 都市計画費	みどり幼稚園跡地整備事業	56,100,000	56,100,000
		ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	104,700,000	104,700,000
9 消防費	1 消防費	消防救急広域事務委託費	58,323,000	58,323,000
		消防自動車更新事業	56,755,000	56,754,494
10 教育費	2 小学校費	島田第一小学校改築事業	18,200,000	18,200,000
11 災害復旧費	1 農林業施設災害復旧費	林道市井平線災害復旧事業	118,791,000	79,691,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路施設災害復旧事業	15,402,000	5,403,000
合 計			1,655,689,000	1,572,673,392

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			5,300,000	4,700,000		15,028,000
						10,280,000
						120,000
			17,859,000	13,100,000		26,809,000
						6,200,000
				109,600,000		550,000
				3,700,000		20,000
						56,100,000
				94,500,000		10,200,000
				58,300,000		23,000
			10,000,000	46,400,000		354,494
						18,200,000
			53,051,000	1,000,000		25,640,000
						5,403,000
1,241,000			987,219,543	366,500,000		217,712,849

報告第 5 号

一般会計予算の繰越しについて（事故繰越し）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項の規定に基づく一般会計予算の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 19 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和6年度島田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額
				支出済額	支出未済額		
			円	円	円	円	円
11 災害復旧費	1 農林業施設災害復旧費	林道明ヶ島線災害復旧事業（繰越明許）	66,550,000	26,600,000	39,950,000	23,158,000	63,108,000
合 計			66,550,000	26,600,000	39,950,000	23,158,000	63,108,000

左 の 財 源 内 訳							説 明
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源	
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他		
円	円	円	円	円	円	23,779,000	令和6年10月の降雨により施工区域内の法面が増破し、年度内に事業が完了しなかったことによる。
	1,200,000		38,129,000				
	1,200,000		38,129,000			23,779,000	

報告第 6 号

水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和 7 年 6 月 19 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和 6 年度島田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良工事	64,845,000		64,845,000
合 計			64,845,000		64,845,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
一般会計 補助金	工事負担金	過年度損益 勘定留保資金			
円	円	円	円	円	県道島田川根線配水管布設替 工事 川口浄水場整備工事
		64,845,000			
		64,845,000			

報告第 7 号

公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費及び事故繰越し）

公共下水道事業会計予算の建設改良費の繰越し及び事故繰越しについて、次のとおり繰越し計算書を調製したので、報告する。

令和 7 年 6 月 19 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和6年度島田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設工事	353,799,000	111,009,420	232,789,580
合 計			353,799,000	111,009,420	232,789,580

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額
			円	円
1 下水道事業費用	1 営業費用	処理場事業	7,970,000	
	2 特別損失	その他特別損失	20,200,000	
合 計			28,170,000	

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
企業債	国庫補助金	工事負担金	過年度損益 勘定留保資 金			
円	円	円	円	円	円	
170,300,000	50,550,000	10,241,000	1,698,580	10,000,000		下水道工事占用申請業務委託 ほか2委託 ガス管移転補償 水道管移転補償 中溝町地内汚水枝線整備工事 (1工区)ほか3工事
170,300,000	50,550,000	10,241,000	1,698,580	10,000,000		

翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
	過年度損益勘定留保資金				
円	円	円	円	円	
7,970,000	7,970,000	7,970,000			島田浄化センター管理棟電源装置の更新において材料の納品に時間を要し、工事の着手が遅れたことによる。
15,570,000	15,570,000	15,570,000	4,630,000		入札不調により管渠工事の着手が当初の計画より遅れ、その影響で私有水道管の移設工事の着手が遅れたことによる。
23,540,000	23,540,000	23,540,000	4,630,000		

報告第 8 号

専決処分した事件の承認について

島田市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 19 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第 3 号

専 決 処 分 書

島田市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提

示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の島田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 9 号

専決処分した事件の承認について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 19 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第 4 号

専 決 処 分 書

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分した事件の承認について

訴訟に係る和解及び和解金の額の決定について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和7年6月19日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第9号

専 決 処 分 書

訴訟に係る和解及び和解金の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月23日専決

島田市長 染谷 絹代

事 件 名	●●●●●●●●●●
和解等の 内 容	・被告（島田市）は、原告（●●●●●●●●）に対し、本件和解金として2,400,000円の支払義務があることを認める。 ・原告は、その余の請求を放棄する。 ・原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。 ・訴訟費用は各自の負担とする。
相 手 方 住 所	●●●●●●●●●●
相 手 方 氏 名	●●●●●●●
事 件 の 概 要	市の元職員が、教育部図書館課に勤務していた平成31年4月1日から令和3年8月31日までの期間につき、未払いの時間外勤務手当3,324,012円があるとして、令和3年11月5日に市に対してその支払いを求めて静岡地方裁判所に訴えを提起したものである。令和7

	年 4 月 25 日に同裁判所から上記内容により和解の提案があったもの
--	-------------------------------------

報告第11号

専決処分の報告について

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年6月19日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第6号

専 決 処 分 書

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例

島田市都市計画税条例（平成17年島田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第11項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第12項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第20項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島田市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお

従前の例による。

報告第12号

専決処分の報告について

島田市学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年6月19日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第5号

専 決 処 分 書

島田市学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例

島田市学校法人助成に関する条例（平成17年島田市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第59条」を「第132条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第13号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年6月19日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第7号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月14日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	・甲（島田市）は、乙（●●●●●●●●）に対し、損害賠償の額として、205,425円を支払う。 ・乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相 手 方 住 所	●●●●●●●●●●
相 手 方 氏 名	●●●●●●●
事故発生 年 月 日	令和7年3月3日
事故発生 場 所	島田市金谷根岸町33番地（島田市立金谷小学校）
事 故 の 概 要	金谷小学校敷地内において、相手方車両が通路のへこみを補修した箇所を通過した際に、アスファルトが跳ね上がり、車両のマフラーを損傷させたもの

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年6月19日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第8号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月16日専決

島田市長 染 谷 絹 代

和解等の 内 容	・ 甲（島田市）は、乙（●●●●●●●●）に対し、損害賠償の額として、980,000円を支払う。 ・ 乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相 手 方 住 所	●●●●●●●●●●
相 手 方 氏 名	●●●●●●●
事故発生 年 月 日	令和7年3月21日
事故発生 場 所	島田市阿知ケ谷95番地の1地先
事 故 の 概 要	市道阿知ケ谷東光寺線沿いのごみ集積所から交差点に進入する際、進入先のレーンに別の車両が進入してきたため、一旦右折レーンに退避し、目的のレーンに戻るため塵芥収集車を後退させた際に相手方車両と接触し、バンパー及び助手席ドア付近を損傷させたもの

一般会計予算書

議案第42号

令和7年度島田市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度島田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154,040千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,649,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月19日提出

島田市長 染 谷 絹 代

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		7,727,245	△78,833	7,648,412
	2 国庫補助金	2,280,566	△78,833	2,201,733
19 繰入金		2,550,221	△103,907	2,446,314
	1 基金繰入金	2,493,444	△103,907	2,389,537
22 市債		2,338,700	28,700	2,367,400
	1 市債	2,338,700	28,700	2,367,400
歳 入 合 計		44,804,000	△154,040	44,649,960

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		16,978,278	1,639	16,979,917
	1 社会福祉費	7,574,438	946	7,575,384
	3 生活保護費	769,537	693	770,230
7 商工費		1,101,754	15,980	1,117,734
	1 商工費	1,101,754	15,980	1,117,734
8 土木費		3,847,710	△171,659	3,676,051
	2 道路橋りょう費	1,635,288	△171,659	1,463,629
歳 出 合 計		44,804,000	△154,040	44,649,960

第2表 地方債補正

1. 追加

起債の 目 的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
デジタル活用 推 進 事 業	千円 2,200	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の貸付利率による。 その他 3.5%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率に よる。	公的資金については、その融資 条件により、その他の資金は、そ の債権者との協議による。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還し、又は低利債に 借換えすることができる。

2. 変更

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
公 共 事 業 等	千円 356,900	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率による。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することがで きる。	千円 290,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
公共施設等適正 管理推進事業	363,300	同上	同上	同上	455,900	同上	同上	同上

条 例 そ の 他

島田市税条例の一部を改正する条例について

島田市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 19 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、静岡県知事の認可を受けた同号の公益信託の信託財産とするために支出したもの

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め

る。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻た

ばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１）第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２）第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）次号から第５号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

（２）第34条の２、第36条の２第１項ただし書、第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条第１項から第４項までの規定
令和８年１月１日

（３）附則第16条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定 令和８年４月１日

（４）第18条及び第18条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

（５）第34条の７第１項の改正規定及び附則第４条の２を削る改正規定並びに附則第３条第５項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第１条第11号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 改正後の島田市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第４号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第34条の２及び第36条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条

の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき改正前の島田市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の7第1項第3号の規定の適用については、同号中「もの」とあるのは、「もの(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、静岡県知事又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したものを含む。)」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、島田市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 島田市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第44号

島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例について

島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年6月19日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例

島田市野外活動センター条例（平成17年島田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 和室（宿泊で利用する場合）利用料の表中

利用料（1人、1夜につき）	350円
---------------	------

を

利用料（1人当たり、1夜につき）	500円
------------------	------

に改め、同表備考9中「主たる」を「、主たる」に、「団体にあっては」を「団体にあっては、」に改める。

別表第2の2 研修室等利用料の表センターハウスの部研修室の項から第2休憩室の項までの規定及び同表宿泊棟の部第1集会室の項中「530円」を「800円」に、「650円」を「1,000円」に、「1,860円」を「2,800円」に改め、同部第2集会室の項中「1,100円」を「1,700円」に、「1,310円」を「2,000円」に、「3,730円」を「5,700円」に改め、同部和室（小）の項中「530円」を「800円」に、「650円」を「1,000円」に、「1,860円」を「2,800円」に改め、同部和室（大）の項中「870円」を「1,300円」に、「1,100円」を「1,700円」に、「3,070円」を「4,700円」に改め、同表備考2中「主たる」を「、主たる」に、「市外に活動」を「、市外に活動」に改める。

別表第2の3 浴室利用料の表中「1回」を「1人」に、「150円」を「300円」に、「300円」を「500円」に改める。

別表第2の4 キャンプ場利用料の表を次のように改める。

4 キャンプ場利用料

利用区分		単位	利用料
キャンプサイト	宿泊での利用	1区画当たり、1夜につき	1,600円
	日帰りでの利用	1人につき	200円
バーベキュー場		1人につき	200円
キャンプファイヤー場		1人につき	200円

備考

- 1 3歳以下の者の利用料は、徴収しない。
- 2 利用者が市外に住所（法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては、市外に活動の拠点を置く場合）にあつては、利用区分に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。
- 3 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、利用区分に応じて定められた利用料の額（備考2に該当する場合にあつては、当該加算後の額）の100パーセントに相当する額を加算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の島田市野外活動センター条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項第3号に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用（施行日の前日から施行日にかけて新条例第3条第2号に規定する宿泊棟及び同条第3号に規定するキャンプ場を利用する場合を含む。）に係る利用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第15条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

議案第45号

島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例を廃止する条例について

島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和7年6月19日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例を廃止する条例

島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例（平成30年島田市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

財産の取得について

島田市消防団の装備に充てるため、次のとおり動産を取得する。

令和7年6月19日提出

島田市長 染 谷 絹 代

- 1 動産の種別及び数量
消防ポンプ自動車 2台
- 2 購入金額
58,520,000円
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 購入先
東京都台東区浅草橋五丁目4番2号横山ビル
ジーエムいちほら工業株式会社 東京営業所
所長 真舘 知誉

議案第47号

財産の取得について

小中学校のG I G Aスクール構想第2期対応情報機器に充てるため、次のとおり動産を取得する。

令和7年6月19日提出

島田市長 染 谷 絹 代

1 動産の種別及び数量

小中学校児童生徒用端末 4,674台

2 購入金額

207,064,743円

3 契約方法

随意契約

4 購入先

静岡市葵区城東町5番1号

西日本電信電話株式会社 静岡支店

支店長 番匠 俊行

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 7 年 6 月 19 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

1 路 線 数

1 路線

2 路線の延長

153.8メートル

3 路線名及び道路の区間

路 線 名	道 路 の 区 間		
	起 点	路 線 の 延長 (m)	路 線 の 幅員 (m)
	終 点		
中溝町西32号線	中溝町1530番 2 地先	153.8	4.2～9.8
	中溝町1527番14地先		

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 7 年 6 月 19 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

1 路 線 数

1 路線

2 路線の延長

49.8メートル

3 路線名及び道路の区間

路 線 名	道 路 の 区 間		
	起 点	路 線 の 延長 (m)	路 線 の 幅員 (m)
	終 点		
中溝町西32号線	中溝町1530番 2 地先	49.8	4.2～4.8
	中溝町1530番 1 地先		

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,727,245	△78,833	7,648,412
19 繰入金	2,550,221	△103,907	2,446,314
22 市債	2,338,700	28,700	2,367,400
歳入合計	44,804,000	△154,040	44,649,960

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,341,695	0	5,341,695		2,200		△2,200
3 民生費	16,978,278	1,639	16,979,917	819			820
4 衛生費	5,035,056	0	5,035,056		92,600		△92,600
7 商工費	1,101,754	15,980	1,117,734				15,980
8 土木費	3,847,710	△171,659	3,676,051	△79,652	△66,100		△25,907
歳出合計	44,804,000	△154,040	44,649,960	△78,833	28,700		△103,907

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	386,916	819	387,735
4 土木費国庫補助金	519,820	△79,652	440,168
計	2,280,566	△78,833	2,201,733

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,782,420	△103,907	1,678,513
計	2,493,444	△103,907	2,389,537

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務債	89,300	2,200	91,500
3 衛生債	273,400	92,600	366,000
5 土木債	1,143,600	△66,100	1,077,500
計	2,338,700	28,700	2,367,400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費補助金	473	障害者総合支援事業費補助金 473
3 生活保護費補助金	346	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 346
1 道路橋りょう費補助金	△79,652	社会資本整備総合交付金（道路・通常） △28,510 社会資本整備総合交付金（道路・防災） △33,498 道路メンテナンス事業費補助金 △17,644

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	△103,907	財政調整基金繰入金 △103,907

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理債	2,200	デジタル活用推進事業債（財務会計システム） 2,200
1 清掃債	92,600	公共施設等適正管理推進事業債（田代環境プラザ） 92,600
1 道路橋りょう債	△66,100	公共事業等債（市道） △66,100

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 行政経営費	67,712	0	67,712		2,200		△2,200
計	3,938,408	0	3,938,408		2,200		△2,200

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 障害福祉サービス費	2,443,284	946	2,444,230	473			473
計	7,574,438	946	7,575,384	473			473

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	70,433	693	71,126	346			347
計	769,537	693	770,230	346			347

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 田代環境プラザ運営費	1,402,306	0	1,402,306		92,600		△92,600
計	2,402,024	0	2,402,024		92,600		△92,600

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 温泉施設基金費	165	15,980	16,145				15,980
計	1,101,754	15,980	1,117,734				15,980

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 道路新設改良費	1,049,874	△137,080	912,794	△62,008	△53,100		△21,972
5 橋りょう新設改良費	210,406	△34,579	175,827	△17,644	△13,000		△3,935
計	1,635,288	△171,659	1,463,629	△79,652	△66,100		△25,907

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		4 財政事務費 0
		財務会計システム運用経費 0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	946	18 福祉総合システム費 946
		福祉総合システム運用経費 946

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	693	2 生活保護事務費 693
		生活保護事務費 693

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		3 田代環境プラザ運営事業 0
		ガス化溶融施設管理運営経費 0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	15,980	1 温泉施設基金積立金 15,980
		温泉施設基金新規積立金 15,980

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△2,200	1 幹線道路改良事業 △137,080
14 工事請負費	△133,880	中央公園道線改良事業（通常分） △60,220
21 補償、補填及び賠償金	△1,000	島竹下線改良事業（防災・安全重点分） △41,360
		清水番生寺線舗装事業（防災・安全分） △33,000
		阿知ヶ谷東光寺線舗装事業（防災・安全分） △2,500
14 工事請負費	△34,579	1 橋りょう長寿命化事業 △34,579
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業 △34,579

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当 該 年 度 末 現在高見込額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中元金 償 還 見 込 額	
Ⅰ 普 通 債	補正前	27,317,728	27,788,142	2,304,600	2,344,768	27,747,974
	補正額		△530,699	394,200		△136,499
	補正後	27,317,728	27,257,443	2,698,800	2,344,768	27,611,475
１．総 務	補正前	6,278,540	7,032,489	89,300	361,888	6,759,901
	補正額		△1,700	2,200		500
	補正後	6,278,540	7,030,789	91,500	361,888	6,760,401
２．民 生	補正前	93,443	165,080	4,400	16,563	152,917
	補正額		△30,600			△30,600
	補正後	93,443	134,480	4,400	16,563	122,317
３．衛 生	補正前	5,727,564	5,661,710	273,400	190,758	5,744,352
	補正額		△4,999	92,600		87,601
	補正後	5,727,564	5,656,711	366,000	190,758	5,831,953
４．農林業	補正前	197,395	205,991	42,600	27,594	220,997
	補正額		△2,899			△2,899
	補正後	197,395	203,092	42,600	27,594	218,098
６．土 木	補正前	8,426,222	8,658,263	1,143,600	996,336	8,805,527
	補正額		△365,500	194,700		△170,800
	補正後	8,426,222	8,292,763	1,338,300	996,336	8,634,727
７．消 防	補正前	230,455	271,113	391,700	44,460	618,353
	補正額		△111,200	104,700		△6,500
	補正後	230,455	159,913	496,400	44,460	611,853
８．教 育	補正前	6,331,218	5,777,603	359,600	701,142	5,436,061
	補正額		△13,801			△13,801
	補正後	6,331,218	5,763,802	359,600	701,142	5,422,260
Ⅱ 災害復旧債	補正前	149,033	156,089	34,100	11,794	178,395
	補正額		△2,900	1,000		△1,900
	補正後	149,033	153,189	35,100	11,794	176,495
１．農林業	補正前	2,233	7,911	34,100	572	41,439
	補正額		△2,900	1,000		△1,900
	補正後	2,233	5,011	35,100	572	39,539
合 計	補正前	43,558,316	42,508,044	2,338,700	3,951,422	40,895,322
	補正額		△533,599	395,200		△138,399
	補正後	43,558,316	41,974,445	2,733,900	3,951,422	40,756,923

(再掲)

合併特例事業債	補正前	12,964,250	12,403,401	398,300	858,757	11,942,944
	補正額		△145,200	94,500		△50,700
	補正後	12,964,250	12,258,201	492,800	858,757	11,892,244

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入不用額及び繰越明許費に係る繰越額

※当該年度中起債見込額における補正額は、補正予算（第１号）及び繰越明許費に係る繰越額

